

○障害等級の決定に係る事務の適正化について

平成8年8月1日地基補第233号

各支部事務長あて補償課長

第1次改正 平成16年3月12日地基補第55号

第2次改正 平成16年4月19日地基補第105号

第3次改正 平成17年6月1日地基補第165号

第4次改正 平成18年3月31日地基補第141号

公務(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第55条に規定する一般地方独立行政法人の業務を含む。)又は通勤による傷病が治癒した際、障害を残し、その障害が地方公務員災害補償法施行規則別表第3(以下「施行規則別表第3」という。)に掲げる第1級から第7級までに該当して障害補償年金を支給すべき場合における当該障害等級の決定(障害補償年金の支給が開始された後における障害の程度の変更により、新たに他の障害等級(第1級から第7級までのものに限る。)に該当することとなる場合を含む。)は、本部補償課長照会を経て支部長が行うこととなっております。(第2次改正・一部、第3次改正・一部、第4次改正・一部)

また、施行規則別表第3に掲げる第8級から第14級までの等級に該当する障害については、原則として、支部限りで決定することとなっておりますが、「障害等級の決定について」(昭和51年10月29日地基補第599号)の第2のVによる決定事案及び決定が困難な事案については、本部補償課長照会をしていただくこととしたところです(平成7年11月10日補償課長事務連絡及び「神経系統の機能又は精神の障害の認定と等級決定に関する調査事項並びに医学的資料及び医療機関の意見書等の収集について(平成16年3月12日地基補第54号))。

(第2次改正・一部、第3次改正・一部、第4次改正・一部)

障害等級の決定は、障害補償年金請求書又は障害補償一時金請求書に添付された医師及び歯科医師の診断書に基づいて判断することとなっておりますが、決定の事務をより一層適正に行うため、今後、当該請求書に添付する診断書については、別紙1「残存障害診断書」又はこれに準ずる様式を用いることとし、上記理事協議又は補償課長照会を行う際には、協議又は照会文書に添付して下さい。

なお、被災職員の障害の状態について、日常生活の状況を把握する必要があるものについては、別紙2「日常生活状況申立書」を添付して下さい。(第1次改正・一部)